

平成15年12月 検定試験

[No.43] 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法)に基づく排出ガス規制に関する記述として、**不適切なもの**は次のうちどれか。

- (1) 規制対象物質である粒子状物質は、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に悪い影響を与えるほか、発ガン性のおそれが指摘されている。
- (2) 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法による排出ガス規制の対象となる車両は、ディーゼル車に限られる。
- (3) 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法による排出ガス規制の対象となる地域は、首都圏、愛知・三重圏及び大阪・兵庫圏である。
- (4) DPF または酸化触媒を車両に装着することにより、粒子状物質の排出量を低減することができるが、窒素酸化物の排出量を低減することはできない。